

議第一号

徳島県議会会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和元年十二月十八日

提出者

寺井正邇
黒崎章
岡佑樹
須見一仁
中山俊雄
岡本富治
嘉見博之
岩丸正史
杉本直樹
重清佳之
西沢貴朗
臼木春夫

徳島県議会議長

喜多宏思殿

徳島県議会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会議規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「その他の事故」を「育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和元年十二月十八日

提出者

嘉見博之 西沢貴朗 寺井正邇 岩丸正史 岡佑樹 福山博史 喜多宏思 原徹臣 増富義明 南恒生 山西国朗 立川了大 臼木春夫 黒崎章夫 古川広志 長池文武 東条恭子 扶川敦

杉本直樹 岡本富治 重清佳之 中山俊雄 須見一仁 井川龍二 岡田理絵 岩佐義弘 大塚明廣 井下泰憲 北島一章 元木彦生 庄野昌彦 高井美穂 梶原一哉 仁木啓人 浪越憲一 吉田益子

徳島県議会議長

喜多宏思殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和元年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国会議員の期末手当が改定されたこと等に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和元年十二月十八日

提出者 全議員

徳島県議会議長 喜多宏思 殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、令和二年四月から令和三年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第 4 号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和元年 12 月 18 日

提 出 者 文教厚生委員長 井 川 龍 二

徳島県議会議長 喜 多 宏 思 殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業革新等への対応も求められている中、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を整え、教員の長時間労働の改善を図る必要がある。

令和2年度国予算の概算要求では、「新学習指導要領の円滑な実施」と「学校における働き方改革」を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、「小学校専科指導の充実」や「中学校における生徒指導や支援体制の強化」、「主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化」などに必要な定数増の要求がなされているが、これらの課題に確実に対応するには、地方の実情を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

また、いわゆる「人材確保法」は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

さらに、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に教育の機会均等とその維持向上を図るためには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 今日的な教育諸課題に対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図ること。
- 2 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、国が責任をもち義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第 5 号

地域医療の充実に向けた医療従事者確保への支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和元年 12 月 18 日

提 出 者 文教厚生委員長 井 川 龍 二

徳島県議会議長 喜 多 宏 思 殿

地域医療の充実に向けた医療従事者確保への支援を求める意見書

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、今年度、都道府県は医師確保計画を策定することとなった。

医師偏在指標において、本県は医師多数県に位置づけられているが、当該指標は地理的な条件が考慮されていない等の理由から、地域の実情を的確に反映しておらず、現場での医師不足感とは乖離しており、公立・公的病院における勤務医不足や、開業医の高齢化に伴う後継者不足は、年々深刻化する一方である。

また、労働人口の減少等に伴い、医師以外の医療従事者についても、その確保は困難となってきたおり、本県では、医師以外の医療従事者の不足により、医療機能を縮小させる事例も生じている。

加えて、先般、厚生労働省が行った再編・統合等の議論が必要な公立・公的病院の実名公表は、対象となった病院の職員採用にも影響を及ぼしており、医療従事者確保の面からも問題があったと考えている。

こうした状況の中、今後の地域医療の維持・充実に向け、医療従事者を確保していくために、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 医師偏在指標について、より地域の実情に即した指標となるよう改善を行うとともに、地域医療介護総合確保基金の活用や地域枠の設定等について、医師偏在指標を用いた制限を行わず、地域の実情を尊重すること。
- 2 令和4年度以降の医学部臨時定員の増員について、引き続き堅持すること。
- 3 医療従事者の確保について、十分に財政的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

文 部 科 学 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第 6 号

森林整備等林野関係事業の推進に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和元年 12 月 18 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 喜 多 宏 思 殿

森林整備等林野関係事業の推進に関する意見書

我が国は森林大国であり、水資源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止への貢献など、森林の持つ多面的機能は国民生活に様々な恩恵をもたらしている一方で、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、豪雨や地震等の自然現象により山地災害が多発してきたことから、かつてより森林整備・治山事業によって、国土の保全はもとより、荒廃森林の再生・保全等に取り組み、社会を支えてきた。

しかし、近年、地球温暖化の影響等に伴う局地的な集中豪雨や猛烈な台風等が増加しており、昨年の西日本7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震、今年の台風第15号、第19号などにより、山腹崩壊、風倒木等の甚大な被害が多発し、本県においても、林道等生活道の被災による集落の孤立化や大規模な山腹崩壊が発生し、地域産業や県民生活に大きな影響が生じている。

こうした危機的な状況を踏まえ、復旧対策はもとより、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、事前防災・減災、災害に強い森林づくり等による「緑の国土強靱化」を強力に推進していく必要がある。

また、新たに森林経営管理制度がスタートしたことにより、森林資源の循環利用を通じた林業の成長産業化の実現に向けた路網整備、生産性と労働安全性を高める林業イノベーションを推進することが重要であり、国民全体で森林・林業・林産業を支えていく必要がある。

本県においても、成熟する森林資源を活用し、県産材の更なる増産と利用拡大を図るために、本年7月、「スマート林業プロジェクト」を策定し、林業の成長産業化による地方創生の取組を進めているところである。

強くしなやかで、そして美しい山々を次世代に引き継いでいくためにも林野公共事業をはじめとした林野関係予算を確保し、諸施策の推進に全力で弛まなく取り組んでいく必要があることから、次の項目について強く要請する。

- 1 来年度が最終年度となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が確実に措置されるよう所要の予算を別枠で確保すること。あわせて、今般の一連の台風等により甚大な被害が発生した状況を踏まえ、補正予算等の緊急の財政措置により、山地災害や林道被害、風倒被害等の早期の復旧整備に向けた必要な措置を講じるとともに、3か年緊急対策以降においても、国土強靱化に向け林野公共事業予算の確保を図ること。
- 2 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向けて、都市部における木造・木質化の推進等を図るとともに、林道等の路網整備や主伐後の確実な再造林、ICT等を活用した林業イノベーション、担い手対策を強力に推進するための予算の確保を図ること。あわせてTPP等の新たな国際環境の下、森林・林産業の体質強化に引き続き取り組むこと。
- 3 森林吸収源対策を着実に推進するため、令和2年度当初予算等において、森林整備や木材利用等の推進のための予算及び地方財政措置を十分に確保すること。また、森林環境税は、自然的・社会的条件に照らして林業経営に適さない森林の整備を推進するという新たな需要に対応するものであり、この措置によって林野関係予算が削減されることのないようにすること。加えて、市町村等における税の適切な執行を確保するため、優良事例の紹介など十分な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣
林野庁長官
協力要望先
県選出国會議員